特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２４号

さいたま市中央区本町西５丁目５番７号
清算株式会社　ＮＥ自動車株式会社
代表清算人　薄　　辰美

1　決定年月日　平成27年12月７日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　通則

弁済の場所

協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、協定債権者の負担とする。

2　協定債権

⑴　定義

協定債権者・協定債権とは、各協定債権者が有する別表「協定債権者一覧表」の「協定債権額」欄記載の各金額とする。

⑵　遅延損害金および利息の免除

協定債権に関する遅延損害金および利息については、これを免除する。

3　弁済および免除

⑴　清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、別紙記載の協定債権者に対し、別紙記載の金額を弁済する。

⑵　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

⑶　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

さいたま地方裁判所第３民事部

再生手続終結

平成２４年（再）第３号

大阪市北区西天満２丁目８番１号（認可決定時の本店所在地大阪市西成区津守３丁目６番１号）
再生債務者　ＰＮＳ生コンクリート株式会社（認可決定時大阪フェニックス生コンクリート株式会社）

1　主文　本件再生手続を終結する。

2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。

平成27年12月９日

大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第３８号

栃木県宇都宮市簗瀬３丁目19番14号　ウェルヤナックス302号室
再生債務者　林　　克夫

1　決定年月日時　平成27年12月８日午後２時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年１月４日まで

4　一般異議申述期間　平成28年１月12日から平成28年１月20日まで

宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２７年（再イ）第８４号

埼玉県所沢市和ケ原３丁目293番地の８
再生債務者　大山　　崇

1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年１月４日まで

4　一般異議申述期間　平成28年１月12日から平成28年１月22日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再イ）第１３号

長野県上田市中之条236番地　キャッスル中之条202号
再生債務者　滝澤　　剛

1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年１月４日まで

4　一般異議申述期間　平成28年１月14日から平成28年１月21日まで

長野地方裁判所上田支部

平成２７年（再ロ）第６号

岡山市中区高島新屋敷224番地１プレステージ高島121
再生債務者　岸本　圭一

1　決定年月日時　平成27年12月９日午後１時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年１月４日まで

4　一般異議申述期間　平成28年１月13日から平成28年１月25日まで

岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第７２４号

東京都小平市花小金井１―26―25―203
再生債務者　安田　弘和

1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年１月５日まで

4　一般異議申述期間　平成28年１月19日から平成28年２月９日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第７２６号

東京都港区南青山２－２－15―323（住民票上の住所）埼玉県草加市花栗４－７－40
再生債務者　黒石　光司

1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年１月５日まで

4　一般異議申述期間　平成28年１月19日から平成28年２月９日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第１３０号

神戸市兵庫区荒田町４丁目28―17堀江文化102号室
再生債務者　見尾　房江

1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年１月５日まで

4　一般異議申述期間　平成28年１月12日から平成28年１月26日まで

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２７年（再イ）第１３１号

神戸市垂水区小束山手３丁目19番15号
再生債務者　小谷　祐喜

1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時30分

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年１月５日まで

4　一般異議申述期間　平成28年１月12日から平成28年１月26日まで

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２７年（再イ）第１３３号

神戸市中央区脇浜町１丁目５番１―1413号
再生債務者　井藤基容子

1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時30分

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年１月５日まで

4　一般異議申述期間　平成28年１月12日から平成28年１月26日まで

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２７年（再イ）第２６号

茨城県石岡市宮ケ崎198番地
再生債務者　田谷野盛男

1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年１月６日まで

4　一般異議申述期間　平成28年１月20日から平成28年２月10日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（再イ）第６８６号

東京都江戸川区南篠崎町１―29―11
再生債務者　前田　一仁

1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年１月６日まで

4　一般異議申述期間　平成28年１月20日から平成28年２月10日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第６８７号

東京都江戸川区南篠崎町１―29―11
再生債務者　前田　美鈴

1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年１月６日まで

4　一般異議申述期間　平成28年１月20日から平成28年２月10日まで

東京地方裁判所民事第20部